

鹿屋市畜産担い手定着促進事業新規就農者就農支援資金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市畜産担い手定着促進事業新規就農者就農支援資金交付要綱（平成28年鹿屋市告示204号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第7号様式及び別記第8号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。